質問主意書提出

六月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

性同一性障害等の性的マイノリティに対する偏見や差別を助長しかねない教員採用試験における適性検査の実態とその改善等に関する質問主意書（尾辻かな子提出）（第一三二号）

国家公務員給与の臨時特例措置の地方への波及に関する質問主意書（尾辻かな子提出）（第一三三号）

通所サービスの送迎のための駐車確保に関する質問主意書（又市征治提出）（第一三四号）

地方自治体における障害者の雇用促進に関する質問主意書（加賀谷健提出）（第一三五号）

満員電車に関する質問主意書（加賀谷健提出）（第一三六号）

北海道外アイヌの民族認定と奨学金事業に関する質問主意書（紙智子提出）（第一三八号）

環境基本法に基づく厳正な「放射性物質による環境汚染防止のための措置」と関連個別法の整備に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一三九号）

環境関連法における放射性物質の扱いに関する質問主意書（平山誠提出）（第一四〇号）

北朝鮮に遺された日本人遺骨の収容と墓参に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第一四一号）

質問主意書転送

六月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

拉致問題解決に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一二八号）

原子力損害賠償支援機構の役員に関する再質問主意書（谷岡郁子提出）（第一二九号）

鳥取市庁舎整備に関する質問主意書（川上義博提出）（第一三〇号）

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第三号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十六日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「を除く」を「及び電磁的方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるもの（以下「オンライン資料」という。）を除く」に改める。

第二十六条第八号中「及びインターネット資料」を「、インターネット資料及びオンライン資料」に改める。

第四十条第四号中「制度」の下に「並びに法第二十五条の四第四項に規定する金額の交付」を加える。

第四十一条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　法第二十五条の四第四項の規定による金額の交付に係る支出負担行為に関すること。

第六十一条第一項第一号中「第六十二条第三号及び第七十一条第七号」を「次条第三号及び第七十一条第八号」に改める。

第六十二条第一号中「第七十一条第七号」を「第七十一条第八号」に改める。

第七十一条第一号中「第七号」を「第八号」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「前号」を「前二号」に改め、「インターネット資料」の下に「及びオンライン資料」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　法第二十五条の四第三項の規定による記録その他の方法によるオンライン資料の収集に関すること（収集書誌部の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

○国立国会図書館規則第四号

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十六日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則

（国立国会図書館資料利用規則の一部改正）

第一条　国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「プログラム」の下に「（以下この条において「電磁的記録」という。）」を加え、「を除く」を「及び電磁的記録であって、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるもの（以下この条において「オンライン資料」という。）を除く」に、「及びインターネット資料」を「、インターネット資料及びオンライン資料」に改める。

第二十三条第二項第二号中「未返却の資料」を「次に掲げる資料の区分に応じ、未返却のもの」に、「十点以内」を「次に定める数」に改め、同号に次のように加える。

イ　資料（ロに掲げるものを除く。）　十点以内

ロ　第二十六条第一項の規定により閲覧を予約した資料　十点以内

（国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部改正）

第二条　国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「プログラム」の下に「（以下この条において「電磁的記録」という。）」を加え、「を除く」を「及び電磁的記録であって、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるもの（以下この条において「オンライン資料」という。）を除く」に、「及びインターネット資料」を「、インターネット資料及びオンライン資料」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

人事異動

法務省

平成二十五年司法試験考査委員に任命する
任期は平成二十五年十月三十一日までとする（各通）

検事
青井　未帆
新井　誠
池田　清治
伊東　俊明
上嶌　一高
大中　有信
岡田　正則
岡久　幸治
奥田　香子
片山　直也
川勝　隆之
越山　和広
佐伯　祐二
佐久間　修
佐藤　隆之
島田　耕一
園部　裕治
髙橋　眞
髙木　裕康
竹濵　修
寺崎　嘉博
鳥山　恭一
中東　正文
西澤　宗英
野田　忍
林　美月子
福岡　右武
巻　美矢紀
水野　謙
山上　俊夫
若原　正樹
渡邊　英城
同　市木　政昭
同　児嶋　隆司
同　関　述之
同　田村　章
同　内藤晋太郎
同　藤田　正人
同　望月栄里子
検事兼法務教育
検事兼法務事務官
同　青柳　馨
荒谷　裕子
石井　徹哉
井上　典之
大久保邦彦
岡田　正則
小木曽　綾
片岡　匡敏
角松　生史
川上　拓一
古積健三郎
酒井　一
佐々木茂美
佐野　裕志
洲見　光男
髙島　志郎
只野　雅人
飛田　秀成
中島　弘雅
成瀬　幸典
根森　健
橋本　正博
平林　慶一
前田　雅子
松下　祐記
安村　勉
山本　研
渡邊　徹
同　秋武　憲一
池田　和郎
石村　修
今井　猛嘉
大坪　丘
岡田　幸宏
荻野　孝司
片木　晴彦
鎌田　耕一
木村　琢麿
近藤　隆司
阪口　彰洋
佐々木弘通
志谷　匡史
鈴木　將文
髙島　志郎
只野　雅人
飛田　秀成
中島　弘雅
成瀬　幸典
根森　健
橋本　正博
平林　慶一
前田　雅子
松下　祐記
安村　勉
山本　研
渡邊　徹
同　飯島　泰
奥田　洋平
小山　綾子
瀬戸　毅
角田　康洋
濱　克彦
細川　二朗
亀卦川健一
占部　祥
宮崎　雅之

平成二十五年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする（各通）